

ノルウェー政府、 ロンドン・アグリーメントへの加入、
英語による特許取得を可能とする法案を議会に提出

2014年4月24日
JETRO デュッセルドルフ事務所

ノルウェー政府は、4月11日、欧州特許条約のロンドン・アグリーメントへの加入により、欧州特許をノルウェーで権利化する際のノルウェー語への翻訳要件を緩和するとともに、ノルウェー国内特許出願及び国際特許出願のノルウェー国内段階（以下、これらを併せて「国内特許出願」という。）についても、英語での特許取得手続を可能とする法案を議会に提出した旨を、同政府のウェブサイトにてプレスリリースした。

この制度改正案が成立すれば、ノルウェー国内のみならず国外での特許取得も目指す出願人にとって、翻訳コストが大幅に削減できることとなる。ノルウェー政府は、本制度改正の2015年1月1日の発効を目指している。

本プレスリリース及びノルウェー政府のウェブサイトに掲載された本制度改正案の概要説明によると、この制度改正案が成立すれば、ロンドン・アグリーメントへの加入の結果、欧州特許が英語で付与された場合についてはクレーム（特許請求の範囲）のみをノルウェー語訳すれば足りることとなり、フランス語又はドイツ語で付与された場合には、クレームのノルウェー語訳に加えて明細書のノルウェー語訳又は英訳を提出すればよいこととなる。

また、本制度改正案の成立によって、国内特許出願については、英語にて手続がなされた場合には、特許付与の前にクレームのノルウェー語訳を提出すれば足りることとなる。それらの間に齟齬がある場合は、両者が整合する範囲のみにおいて特許保護が効力を有することとなる。他方で、裁判所における紛争においては、特許権者は明細書も含めたノルウェー語の全文翻訳を提出する必要がある。さらに、ノルウェー産業財産庁及び同庁審判部は、異議申立てや再審査請求を取り扱う際にはノルウェー語の翻訳を提出するよう命じなければならないこととされている。

本制度改正案は、ロンドン・アグリーメントへの加入の実現を通じて、欧州特許の同国での権利化をより安価かつ簡便に行うことができるようになる点で、ノルウェーにおけるイノベティブな活動のための枠組み条件を改善するものであり、英語で提出された国内特許出願について英語での手続を可能とすることによって、出願人が望む場合に産業財産庁が英語で通知や決定を行うことを意味する旨、ノルウェー政府は解説している。

— ノルウェー政府のプレスリリース（ノルウェー語）は、以下参照 —
[Forenkling gir billigere patentering](#)

— ノルウェー政府のウェブサイトに掲載された本制度改正案の概要説明（ノルウェー語）は、以下参照 —

[Prop. 69 S \(2013–2014\), Samtykke til tiltredelse av London-overenskomsten av 17. oktober 2000 om anvendelsen av artikkel 65 i konvensjonen om meddelelse av europeiske patenter, 1 Hovedinnholdet i proposisjonen](#)（ロンドン・アグリーメント加入の趣旨説明）

[Prop. 76 L \(2013–2014\), Endringer i patentloven \(gjennomføring av London-overenskomsten 17. oktober 2000 om anvendelsen av artikkel 65 i konvensjonen om meddelelse av europeiske patenter og nasjonale patenter på engelsk\), 1 Hovedinnholdet i proposisjonen](#)（国内特許出願の英語手続可能化の趣旨説明）

(以上)